

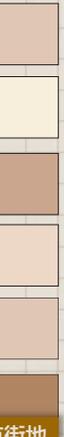
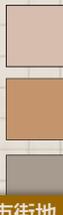
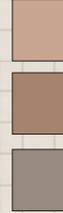
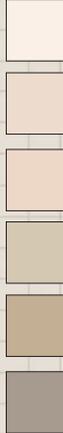
板橋区景観色彩ガイドライン

Color Scape Guidelines for Itabashi City

追補編

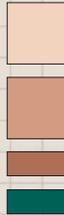
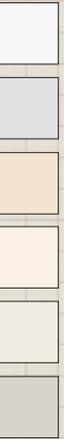
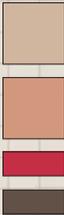
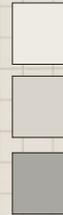
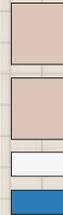
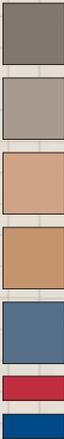
令和5年3月改訂

住宅地



住商混在市街地

住工複合市街地



本書について

区では、平成23年8月22日に板橋区景観計画を策定し、その運用を開始いたしました。区景観計画では、色彩基準を定めており、定量基準（マンセル値を用いた数値基準）と定性基準（文言による基準）とで、運用しています。

この定性基準の指針として、板橋区景観色彩ガイドラインを策定し、建築物等の外観（外壁）について、色彩に対する考え方、捉え方、そして、推奨色等を定め、区民の皆様、事業者様、設計者様にご理解とご協力をいただきながら、より色彩に配慮した良好な景観形成を推進しています。

区では、令和3年4月景観計画を一部改訂し、建築物等のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情やにぎわいを演出するために、目線に近い低い位置に小さな面積で効果的に用いる色彩として、「アクセント色」が使用できるものとなりました。

また、既定の景観形成重点地区に加え、令和4年4月板橋宿不動通り地区を景観形成重点地区に指定し、その運用を開始しました。

このことから、既定の景観色彩ガイドラインの本文に追加する必要がありますが、ガイドライン本文の印刷部数に残数があるため、皆様にはご不便をおかけいたしますが、追補編として作成しました。

本書では、アクセント色や板橋宿不動通り地区の景観について、景観計画に位置づけられた色彩に関する景観形成基準の内容をわかりやすく解説するとともに、推奨色や色彩の考え方を定めています。

もくじ

② 景観色彩ガイドラインの目的と構成	P.3
01 景観色彩ガイドラインの目的	P.3
02 景観色彩ガイドラインの対象	P.4
③ 板橋らしさを育む色彩の配慮事項	P.5
05 にぎわいを創出する色彩 アクセント色の配慮	P.5
④ 板橋区景観計画における色彩基準	P.6
01 一般地域の色彩基準	P.7
02 景観形成重点地区 板橋崖線軸地区の色彩基準	P.8
03 景観形成重点地区 石神井川軸地区の色彩基準	P.9
04 景観形成重点地区 加賀一・二丁目地区の色彩基準	P.10
05 景観形成重点地区 常盤台一丁目・二丁目地区の色彩基準	P.11
06 景観形成重点地区 板橋宿不動通り地区の色彩基準	P.12
⑥ 景観形成重点地区の色彩ガイドライン	P.13
01 各地区に求められる色彩	P.13
07 板橋宿不動通り地区の推奨色と考え方	P.14

2 景観色彩ガイドラインの目的と構成

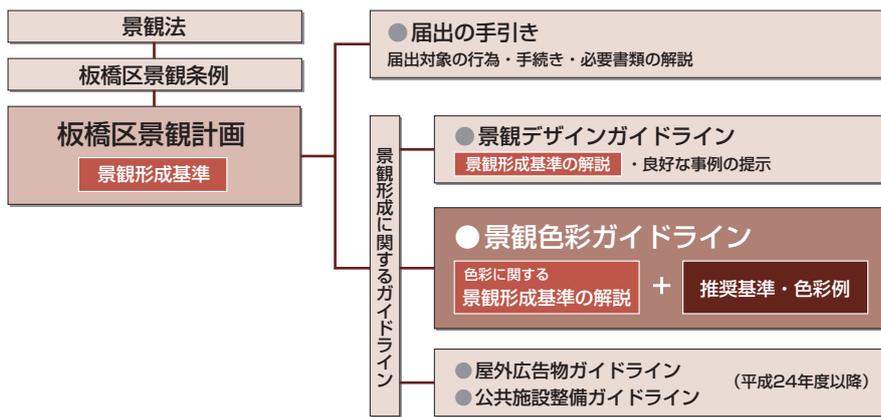
2 景観色彩ガイドラインの目的と構成

01 景観色彩ガイドラインの目的

板橋区では、平成23年8月から景観法に基づく板橋区景観計画を運用しています。

板橋区景観計画においては、【景観形成重点地区】とそれ以外の区全域を示す【一般地域】のそれぞれに景観形成基準を定めています。

景観色彩ガイドラインは、板橋区景観計画に位置づけられた色彩に関する景観形成基準について、その内容や考え方をわかりやすく解説するとともに、新たに推奨基準を定めて良好な景観形成を進めることを目的としています。



景観色彩ガイドラインの位置づけ図

2 景観色彩ガイドラインの目的と構成

02 景観色彩ガイドラインの対象

景観色彩ガイドラインは、板橋区内で下表に示す建築物等の新築、増築、改築や外観の変更などを行う場合に、あらかじめ「板橋区景観条例」に基づく届出が義務づけられている建築物等を対象としています。(詳細は届出の手引きをご覧ください。)

また、一般地域においては届出規模に満たない戸建住宅等の小規模建築物等についても、色彩の考え方をP.56に掲載しています。

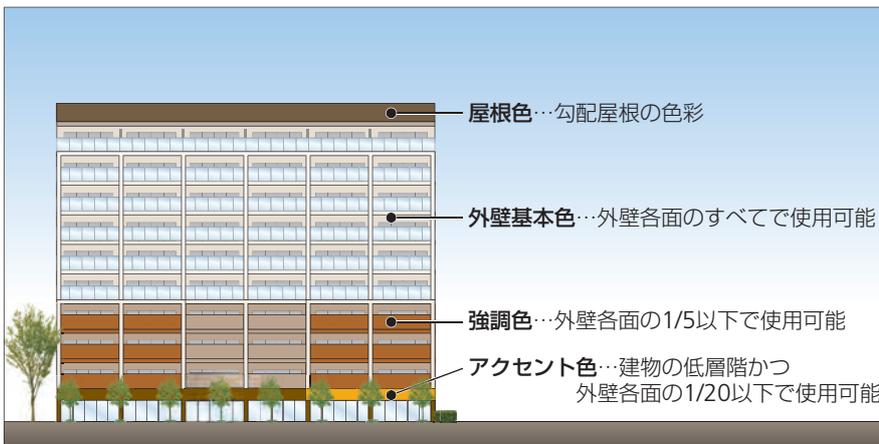
種別	届出対象行為	届出規模	
		一般地域	景観形成重点地区
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、色彩の変更又は景観計画の基準に適合していない物件の同色の塗替	高さが20m以上、延床面積が2,000㎡以上又は敷地面積が1,000㎡以上 ただし、以下に該当するものを除く 1) 工事に必要な仮設の建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更	規模に関係なく、対象地域内のすべての行為 ただし、以下に該当するものを除く 1) 工事に必要な仮設の建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更
工作物	工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、色彩の変更又は景観計画の基準に適合していない物件の同色の塗替 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔又は物見塔その他これらに類するもの 昇降機、ウォーターシャフト又はコースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設又は自動車車庫(建築物である物を除く)その他これらに類するもの	高さ20m以上(建築物又は工作物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが4mを超え、かつその合計の高さが20mを超えるもの) 高さ20m以上 又は 築造面積2,000㎡以上	規模に関係なく、対象地域内のすべての行為
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)	開発区域面積500㎡以上	開発区域面積500㎡以上
土地の造成	墓地造成等	規模に関係なく、対象地域内のすべての行為	規模に関係なく、対象地域内のすべての行為 ただし、以下に該当するものを除く 1) 建設工事等に伴う一時的な仮置き
	資材置き場	—	—
	駐車場の造成	—	収容能力20台以上の自動車駐車場 ただし、以下に該当するものを除く 1) 建築物に付属する駐車場
木竹の伐採	木竹の伐採	—	行為に係る面積200㎡以上
堆積	屋外における土石、廃棄物又は再生資源その他の物件の堆積	—	堆積物と一体に利用する土地の区域面積500㎡以上 又は高さ5m以上 ただし、以下に該当するものを除く 1) 堆積の期間が90日を超えないもの

色彩基準の適用部位・面積の考え方

板橋区では、建築物等の外観について、使用面積ごとに色彩基準を定めています。

- **外壁基本色**は、建築物等の外観の基調となる色彩で、外観の印象に大きな影響を与えるほか、周辺の街並みとの連続性などにおいても重要な役割を果たします。
- **強調色**は、外壁基本色を補足し外観の印象を特徴づけたり、外壁基本色と組み合わせて大規模な壁面を分節化するなどの効果を持つ色彩です。
- **アクセント色**は、建築物等のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情やにぎわいを演出するために、目線に近い低い位置に小さな面積で効果的に用いる色彩です。(令和3年4月の景観計画改定により使用可能となりました。)
- **屋根色**は、勾配屋根の色彩で、街並みの連続性を創出したり、背景の緑と調和した外観を形成するために重要な色彩です。
- **建築物の色彩**は、基調色の印象とそれに組み合わせる強調色、アクセント色、屋根色の配色で大きく変化します。適切な配色計画により、美しい街並みを彩る建築物等をデザインしてください。

なお、建築物の規模や種類によっては、必ずしも強調色やアクセント色を必要としない場合があります。



部位名称	面積・要件
外壁基本色	外壁各面のすべての面積で、外壁基本色の基準に適合した色彩を用いることができます。
強調色	外壁各面の面積の1/5以下は、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。
アクセント色	建物の低層部（地区ごとに高さの基準あり）かつ、外壁各面の面積の1/20以下でアクセント色の基準に適合した色彩を用いることができます。
屋根色	勾配屋根の場合は、屋根色の色彩基準に適合した色彩を用いてください。

2 景観色彩ガイドラインの目的と構成

03 景観色彩ガイドラインの対象とならないもの

次のような場合は、色彩基準によらないことができます。

(1) 伝統的素材や自然素材、着色を施していない素材色など

漆喰やいぶし瓦などの伝統的素材、石材や木材などの自然素材は、色彩基準によらないことができます。

また、着色を施していないガラスなどは、色彩基準によらないことができますが、使用する際は周辺景観への影響を十分に考慮してください。



■経年変化によって風格が増す木材などの自然素材

(2) 地域に親しまれ景観資源となっている建築物等

地域に親しまれている景観重要建造物や、文化財、歴史的な神社仏閣などの建築物等は、現況の色彩を尊重します。



■古くから地域に親しまれている神社仏閣など

(3) 独自に色彩基準を定めている地域に立地する建築物等

景観形成重点地区など、独自に色彩基準等を定めている地域では、独自基準を優先します。

(4) 法制度にもとづき色彩基準等が定められている場合

安全や識別の確保のために、他の法令で指定の色彩が定められている場合は、色彩の基準外の色彩を使用できます。

(5) その他

05 にぎわいや変化を創出する色彩 アクセント色の配慮

アクセント色は、建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情やにぎわいを演出するために効果的な色彩要素である一方、使い方によっては個性が強調されすぎて周囲に威圧感を与える要因にもなります。

周囲の街並み景観をよく確認し、まずは、本当にアクセント色が必要かどうかを検討しましょう。

アクセント色を用いる場合は、街のスケール感にあわせて位置や面積、色調などを検討するとともに、歩行者の目線に合わせて低層部を中心に用いるなど、個性の強調だけでなく、地域的良好な景観形成に寄与する色彩デザインとします。

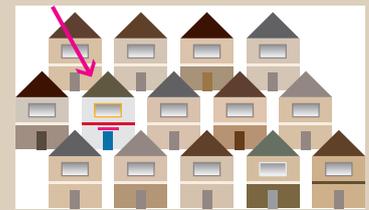
令和3年4月の景観計画改訂により、建築物の低層部に限定してアクセント色を用いることができるようになりました。一般地域等では、建築物等の高さ12m以下の部分で使用できますが、良好な戸建住宅地を中心とする常盤台一丁目・二丁目景観形成重点地区においては、高さ10m以下の部分に限定して使用できることとしています。

本当にアクセント色が必要か？よく検討します

- ・建築物の立地や用途、規模等によっては、必ずしもアクセント色を必要としない場合もあります。まずは、周囲をよく確認し、アクセント色が本当に必要かを精査します。
- ・特に、落ち着いた色彩が基調になっている住宅地や公園緑地周辺、河川沿い、崖線周辺などでは慎重な検討が必要です。



住宅地では、派手な色彩を用いると「悪目立ち」する場合があります。

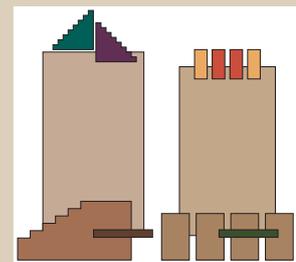


まちのスケール感や歩行者の目線にあわせ、低層部で効果的に用います

- ・アクセント色は、歩行者の目線に近い低い位置で用いると、訴求力が高まります。
- ・まちのスケール感にあわせ、住宅地では1階部分を中心に、駅や幹線道路の周辺では3階以下の部分を中心に用います。



高い位置にアクセント色を用いると周囲に圧迫感を与える場合があります。

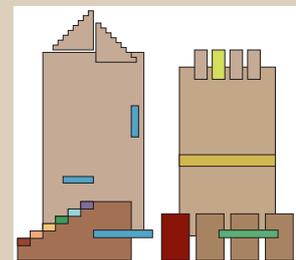


アクセント色にも秩序が必要です

- ・アクセント色は、基調色や強調色、屋外広告物の色彩(CIカラーなど)との調和を考慮して用います。
- ・色数や設置場所を限定し、歩行者の目線や建物の機能(例えば、入口付近の人の動きが集中する場所で用いるなど)を踏まえて用いると、その効果が高まります。



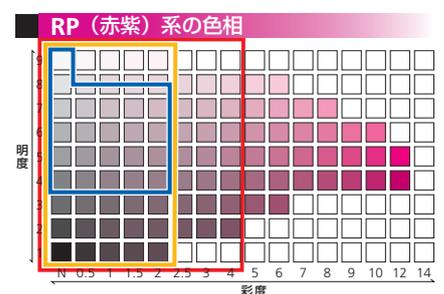
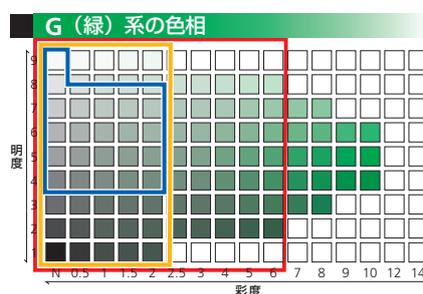
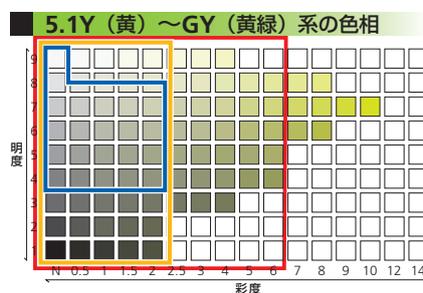
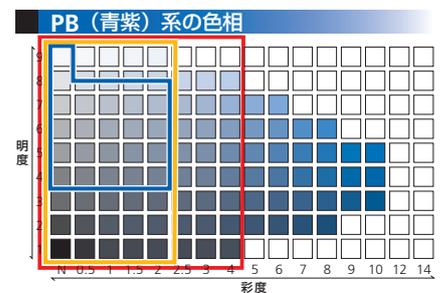
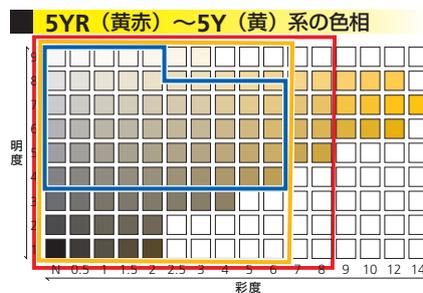
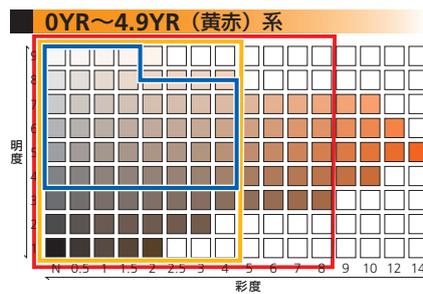
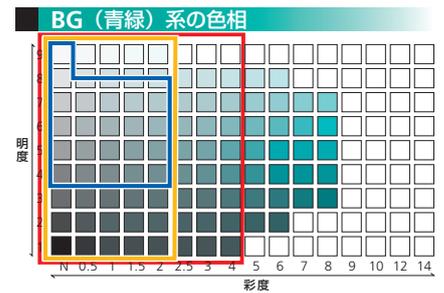
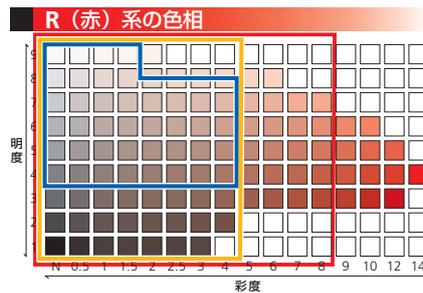
色数や設置場所を増やしすぎるとアクセントの効果が弱まります。



一般地域の色彩基準（使用可能な範囲）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR ~ 4.9YR	4 以上 8.5 未満	4 以下
		8.5 以上	1.5 以下
	5.0YR ~ 5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下
	その他	8.5 以上	2 以下
強調色	OR ~ 4.9YR	—	4 以下
	5.0YR ~ 5.0Y		6 以下
アクセント色 (高さ 12m 以下の部分)	その他	—	2 以下
	OR ~ 5.0Y		8 以下
	5.0Y ~ 5.0G		6 以下
	その他		4 以下

※強調色とアクセント色の面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とします。また、アクセント色の使用を検討する場合は、P.22 に記載したアクセント色の配慮を確認して下さい。



凡例

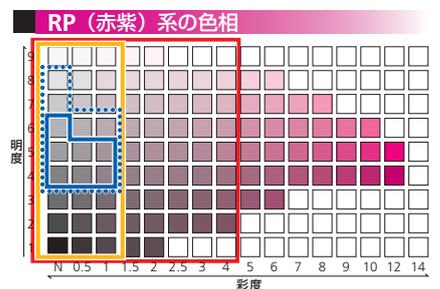
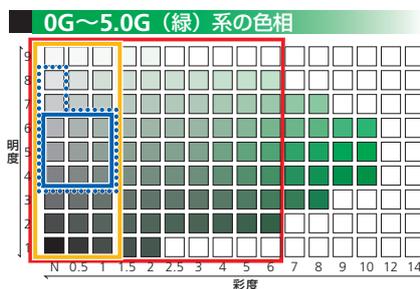
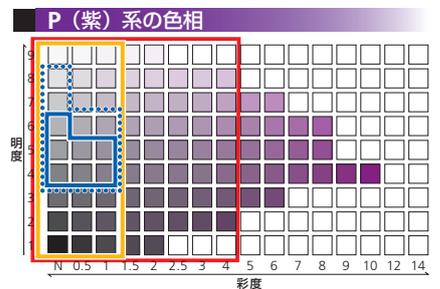
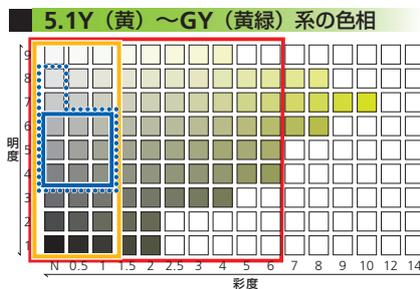
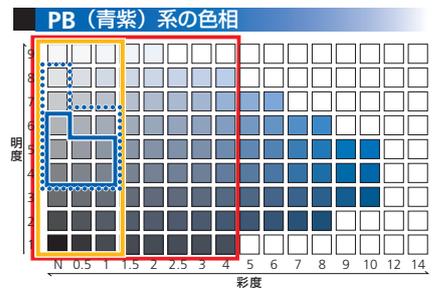
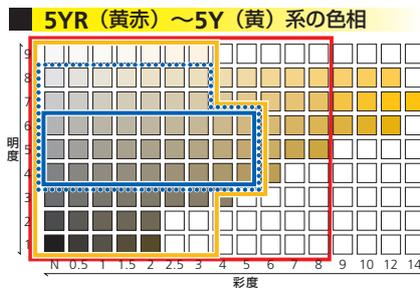
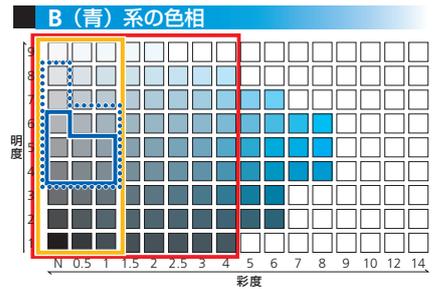
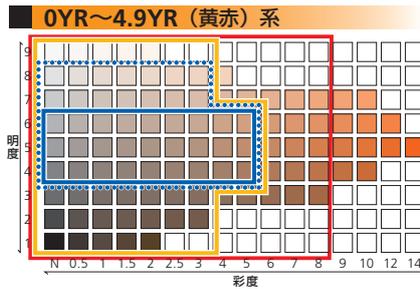
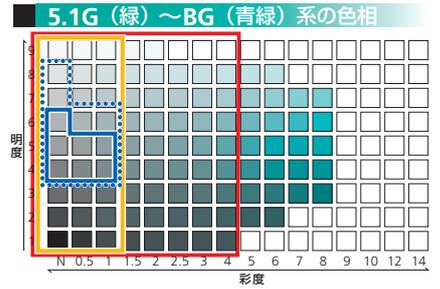
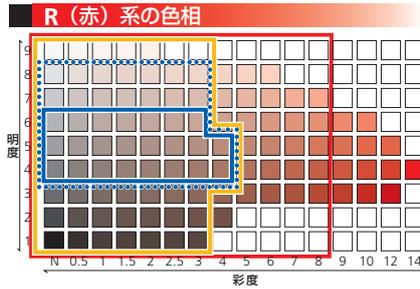
- 外壁基本色の許容範囲
- 外壁強調色の許容範囲 (外壁の1/5以下で使用可能)
- アクセント色の許容範囲 (高さ12m以下かつ外壁の1/20以下で使用可能)

板橋崖線軸地区・石神井川軸地区の色彩基準（使用可能な範囲）

基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 未満の部分	外壁 基本色	OR ~ 10R	4 以上 6 未満 6 以上 7 未満	4 以下 3 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下
		5.0Y ~ 5.0G	4 以上 7 未満	1 以下
		その他	4 以上 6 未満	1 以下
		N	4 以上 7 未満	—
	強調色	OR ~ 10.0R	4 未満及び 6 以上	4 以下 3 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下
		5.0Y ~ 5.0G	4 未満及び 7 以上	3 以下
		その他	—	1 以下
		その他	—	1 以下
基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 以下の部分	アクセ ント色	0.0R ~ 5.0Y	—	8 以下
		5.0Y ~ 5.0G	—	6 以下
		その他	—	4 以下

基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 以上の部分	外壁 基本色	OR ~ 10R	4 以上 6 未満 6 以上 9 未満	4 以下 3 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満 7 以上 9 未満	5 以下 3 以下
		その他	4 以上 7 未満	1 以下
		N	4 以上 9 未満	—
		OR ~ 10.0R	4 以上 6 未満 4 未満及び 6 以上	4 以下 3 以下
	強調色	0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満 4 未満及び 7 以上	5 以下 3 以下
		その他	—	1 以下

※強調色とアクセント色の面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とします。また、アクセント色の使用を検討する場合は、P.22 に記載したアクセント色の配慮を確認して下さい。



凡例

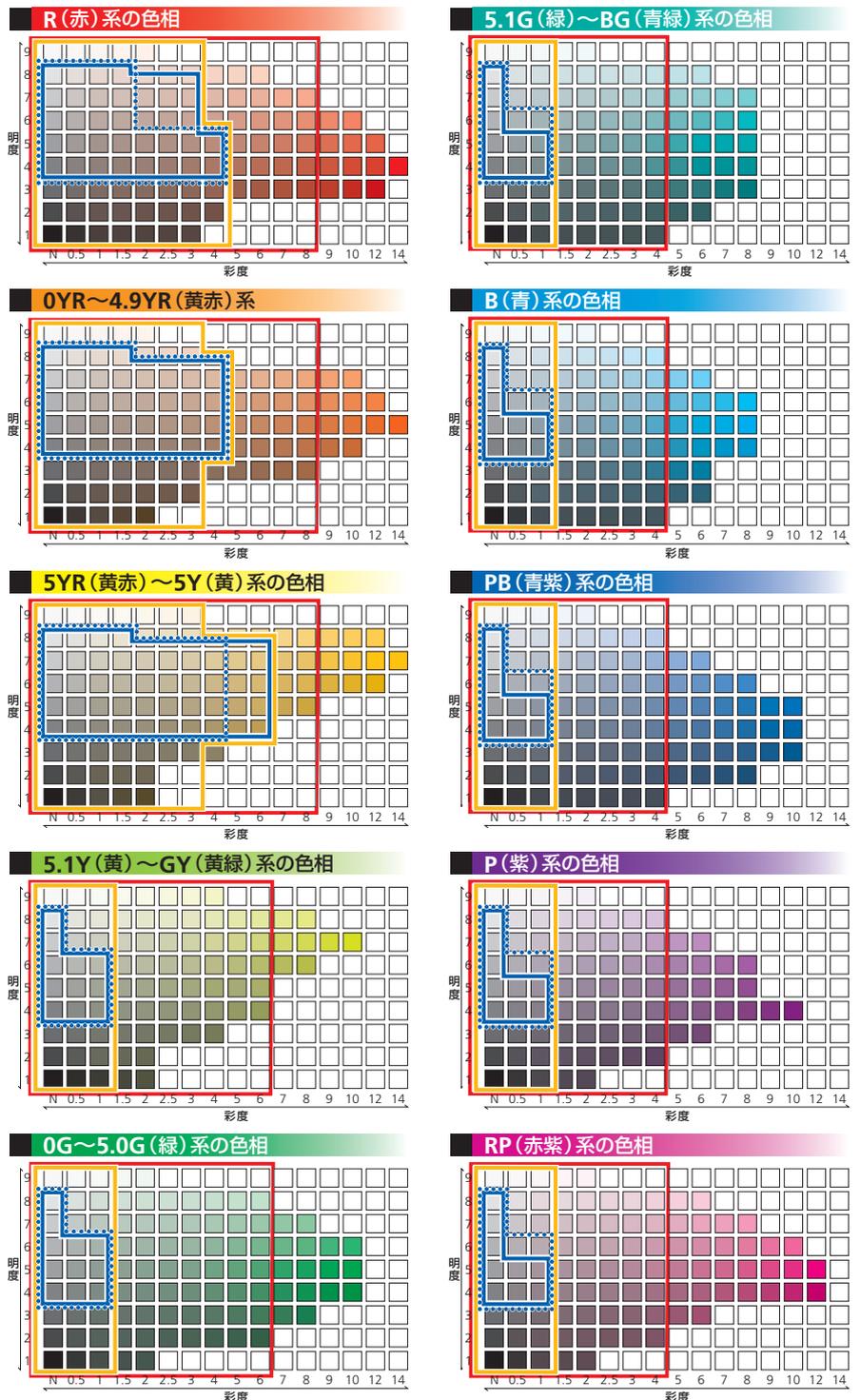
- 外壁基本色の許容範囲
高さ 12m 未満の部分
- 外壁基本色の許容範囲
高さ 12m 以上の部分
- 外壁強調色の許容範囲
(外壁の 1/5 以下で使用可能)
- アクセント色の許容範囲
(高さ 12m 以下かつ
外壁の 1/20 以下で使用可能)

加賀一・二丁目地区の色彩基準（使用可能な範囲）

基準の適用部位		色相	明度	彩度	
高さ 12m 未満の部分	外壁 基本色	0.0R ~ 10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	
			6 以上 8.5 未満	3 以下	
			8.5 以上 9 未満	1.5 以下	
		0.0YR ~ 5.0YR	4 以上 8.5 未満	4 以下	
			8.5 以上 9 未満	1.5 以下	
			5.0YR ~ 5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下
	強調色	5.0Y ~ 5.0G	4 以上 7 未満	1 以下	
			8.5 以上 9 未満	1.5 以下	
			その他	4 以上 6 未満	1 以下
		N	4 以上 9 未満	—	
			0.0R ~ 10.0R	6 未満	4 以下
			6 以上	3 以下	
高さ 12m 以上の部分	外壁 基本色	0.0R ~ 10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	
			6 以上 9 未満	1.5 以下	
			8.5 以上 9 未満	1.5 以下	
	0.0YR ~ 5.0YR	4 以上 8.5 未満	4 以下		
		8.5 以上 9 未満	1.5 以下		
		その他	4 以上 7 未満	1 以下	
強調色	N	4 以上 9 未満	—		
		0.0R ~ 10.0R	6 未満	4 以下	
		6 以上	3 以下		
高さ 12m 以下の部分	アクセ ント色	0.0R ~ 5.0Y	—	8 以下	
			5.0Y ~ 5.0G	—	6 以下
			その他	—	4 以下

基準の適用部位		色相	明度	彩度	
高さ 12m 以上の部分	外壁 基本色	0.0R ~ 10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	
			6 以上 9 未満	1.5 以下	
			8.5 以上 9 未満	1.5 以下	
		0.0YR ~ 5.0YR	4 以上 8.5 未満	4 以下	
			8.5 以上 9 未満	1.5 以下	
			その他	4 以上 7 未満	1 以下
	強調色	N	4 以上 9 未満	—	
			0.0R ~ 10.0R	6 未満	4 以下
			6 以上	3 以下	
		0.0YR ~ 5.0YR	4 以上 8.5 未満	4 以下	
			4 未満及び 8.5 以上	3 以下	
			5.0YR ~ 5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下
その他	4 未満及び 8.5 以上	3 以下			
	—	—	1 以下		

※強調色とアクセント色の面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とします。また、アクセント色の使用を検討する場合は、P.22 に記載したアクセント色の配慮を確認して下さい。



凡例

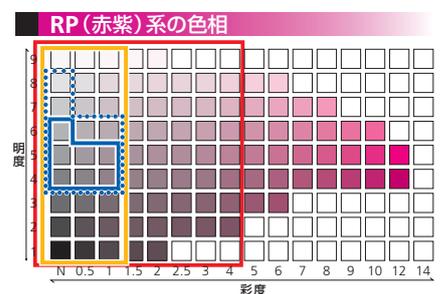
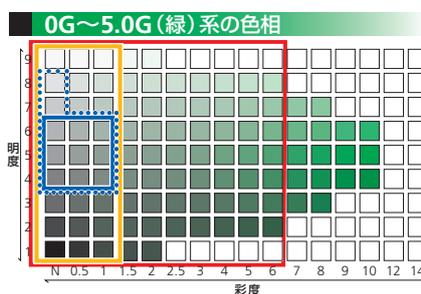
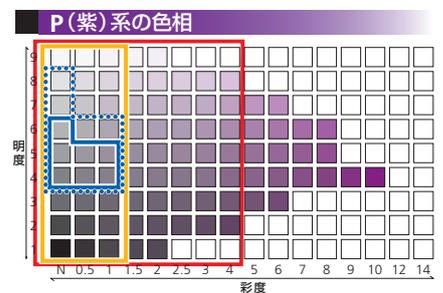
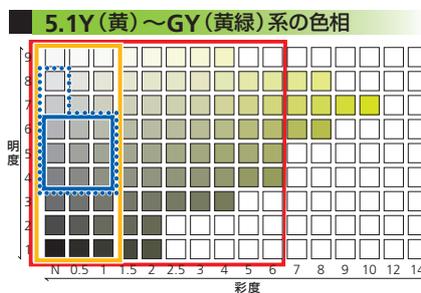
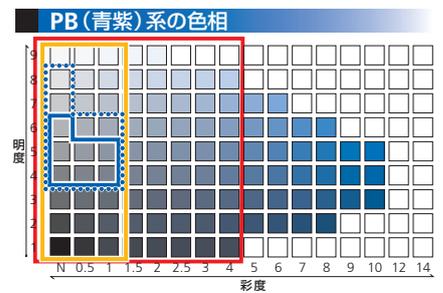
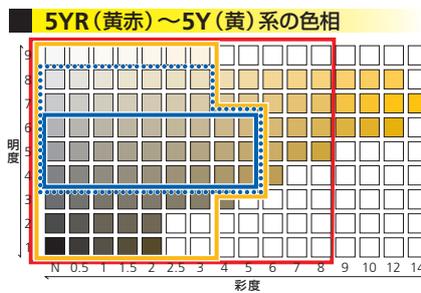
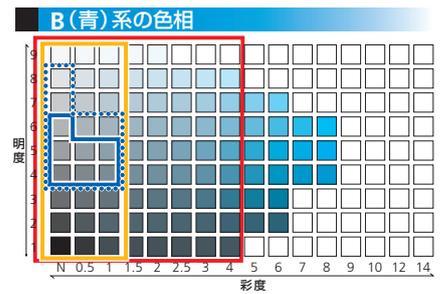
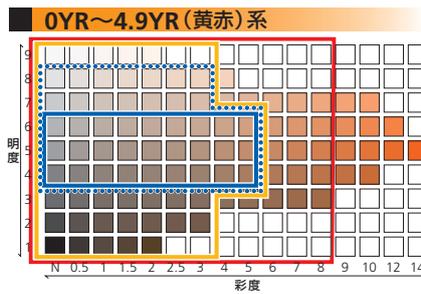
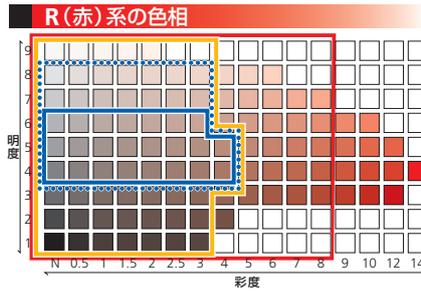
- 外壁基本色の許容範囲
高さ12m未満の部分
- 外壁基本色の許容範囲
高さ12m以上の部分
- 外壁強調色の許容範囲
(外壁の1/5以下で使用可能)
- アクセント色の許容範囲
(高さ12m以下かつ
外壁の1/20以下で使用可能)

加賀一・二丁目地区のうち、石神井側沿い区域の色彩基準（使用可能な範囲）

基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 未満の部分	外壁 基本色	0.0R ~ 10.0R	4 以上 6 未満 6 以上 7 未満	4 以下 3 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下
		5.0Y ~ 5.0G	4 以上 7 未満	1 以下
		その他	4 以上 6 未満	1 以下
		N	4 以上 7 未満	—
	強調色	0.0R ~ 10.0R	4 未満及び 6 以上	4 以下 3 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下
		5.0Y ~ 5.0G	4 未満及び 7 以上	3 以下
		その他	—	1 以下
		その他	—	1 以下
高さ 12m 以下の部分	アクセント色	0.0R ~ 5.0Y 5.0Y ~ 5.0G その他	— — —	8 以下 6 以下 4 以下

基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 以上の部分	外壁 基本色	0.0R ~ 10.0R	4 以上 6 未満 6 以上 9 未満	4 以下 3 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満 7 以上 9 未満	5 以下 3 以下
		その他	4 以上 7 未満	1 以下
		N	4 以上 9 未満	—
		0.0R ~ 10.0R	4 以上 6 未満 4 未満及び 6 以上	4 以下 3 以下
	強調色	0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満 4 未満及び 7 以上	5 以下 3 以下
		その他	—	1 以下

※強調色とアクセント色の面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とします。また、アクセント色の使用を検討する場合は、P.22 に記載したアクセント色の配慮を確認して下さい。



凡例

- 外壁基本色の許容範囲
高さ 12m 未満の部分
- 外壁基本色の許容範囲
高さ 12m 以上の部分
- 外壁強調色の許容範囲
(外壁の 1/5 以下で使用可能)
- アクセント色の許容範囲
(高さ 12m 以下かつ
外壁の 1/20 以下で使用可能)

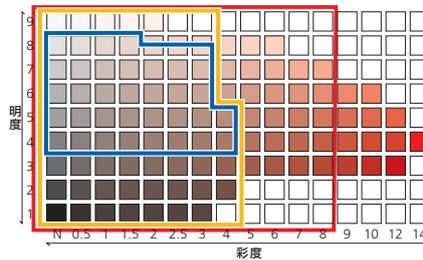
常盤台一丁目・二丁目地区のうち、ときわ台駅前商業地及び駅前以外の商業地の色彩基準（使用可能な範囲）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0.0R ~ 10.0R	4以上6未満	4以下
		6以上8.5未満	3以下
		8.5以上9以下	1.5以下
	0.0YR ~ 5.0YR	4以上8.5未満	4以下
	5.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満	6以下
		8.5以上9以下	1.5以下
5.0Y ~ 5.0G	4以上7未満	1以下	
その他	4以上6未満	1以下	
N	4以上9以下	—	
強調色	0.0R ~ 10.0R	6未満	4以下
		6以上	3以下
	0.0YR ~ 5.0YR	8.5未満	4以下
	5.0YR ~ 5.0Y	8.5以上	3以下
		8.5未満	6以下
5.0Y ~ 5.0G	—	1以下	
その他	—	1以下	

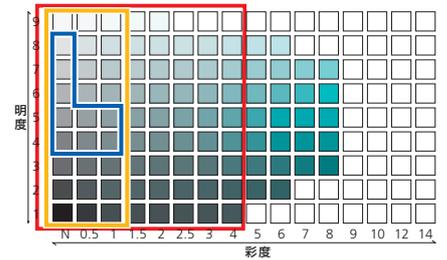
基準の適用部位	色相	明度	彩度
高さ10m以下の部分	アクセント色	0.0R ~ 5.0Y	—
		5.0Y ~ 5.0G	—
		その他	—

※強調色とアクセント色の面積の合計は、外壁各面の1/5以下とします。また、アクセント色の使用を検討する場合は、P.22に記載したアクセント色の配慮を確認して下さい。

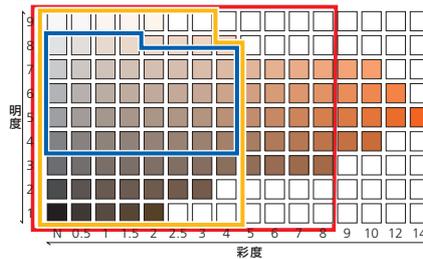
R(赤)系の色相



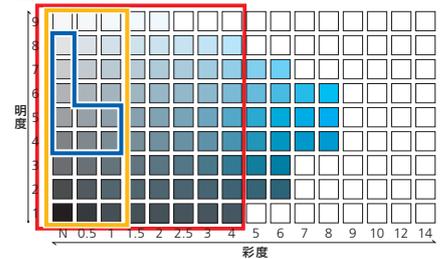
5.1G(緑)~BG(青緑)系の色相



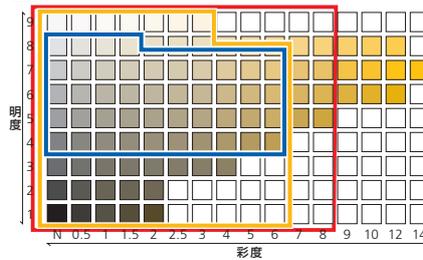
0YR~4.9YR(黄赤)系



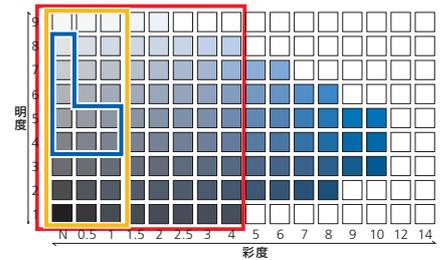
B(青)系の色相



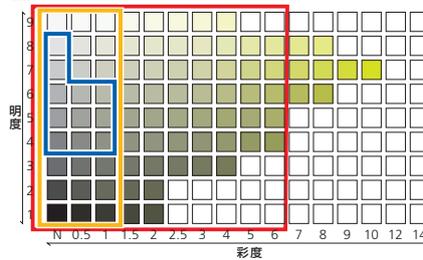
5YR(黄赤)~5Y(黄)系の色相



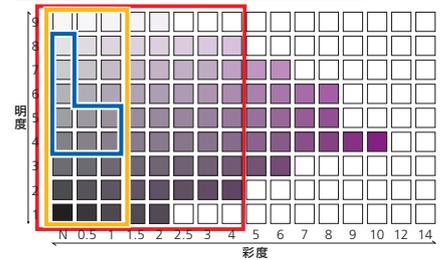
PB(青紫)系の色相



5.1Y(黄)~GY(黄緑)系の色相



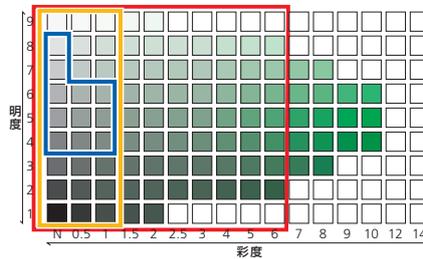
P(紫)系の色相



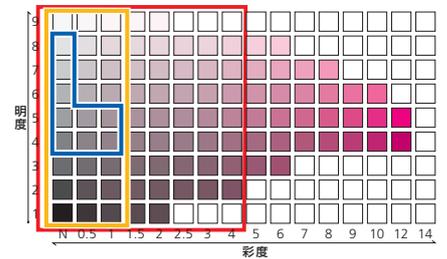
凡例

- 外壁基本色の許容範囲
- 外壁強調色の許容範囲
(外壁の1/5以下で使用可能)
- アクセント色の許容範囲
(高さ10m以下かつ
外壁の1/20以下で使用可能)

0G~5.0G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相

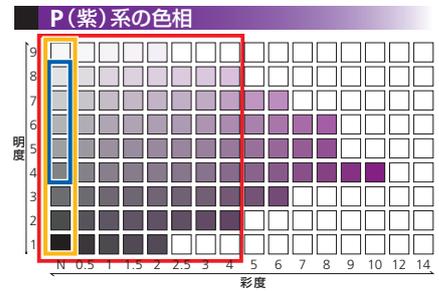
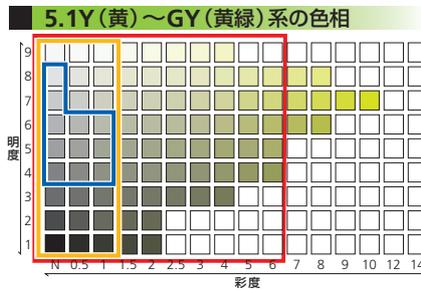
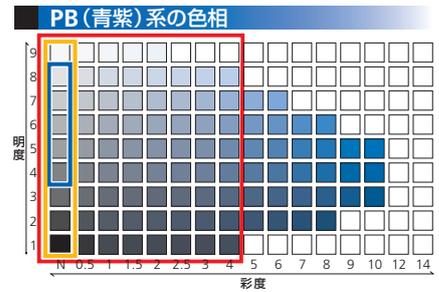
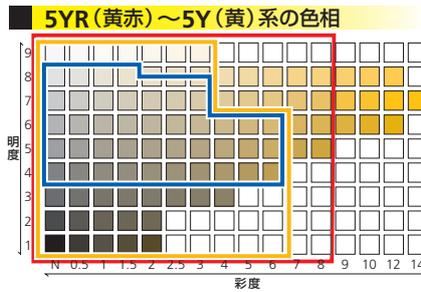
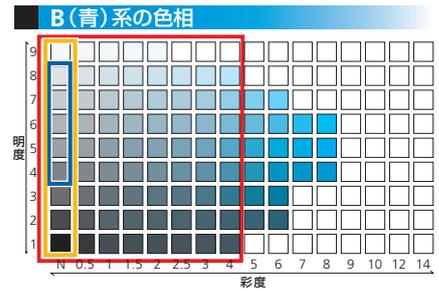
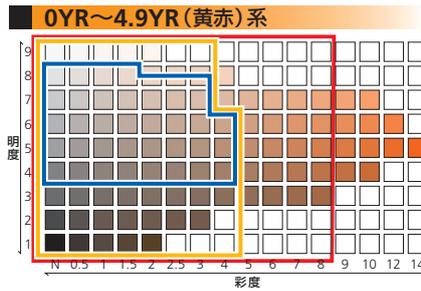
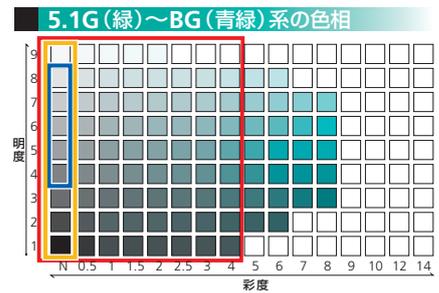
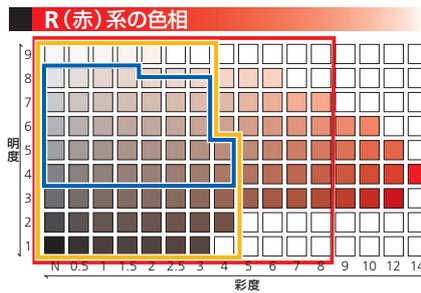


常盤台一丁目・二丁目地区のうち、中層住宅地及び低層住宅地の色彩基準（使用可能な範囲）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0.0R ~ 10.0R	4以上6未満	4以下
		6以上8.5未満	3以下
		8.5以上9以下	1.5以下
	0.0YR ~ 5.0YR	4以上7未満	4以下
5.0YR ~ 5.0Y	7以上8.5未満	3以下	
	8.5以上9以下	1.5以下	
5.0Y ~ 5.0G	4以上7未満	6以下	
	N	4以上9以下	1以下
強調色	0.0R ~ 10.0R	6未満	4以下
		6以上	3以下
	0.0YR ~ 5.0YR	7未満	4以下
		7以上	3以下
5.0YR ~ 5.0Y	7未満	6以下	
	7以上	3以下	
5.0Y ~ 5.0G	—	1以下	

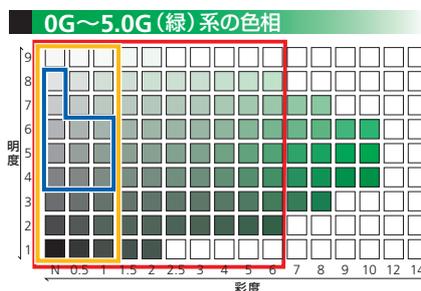
基準の適用部位	色相	明度	彩度
高さ 10m 以下の部分	アクセント色	0.0R ~ 5.0Y	8以下
		5.0Y ~ 5.0G	6以下
		その他	4以下

※強調色とアクセント色の面積の合計は、外壁各面の1/5以下とします。また、アクセント色の使用を検討する場合は、P.22に記載したアクセント色の配慮を確認して下さい。



凡例

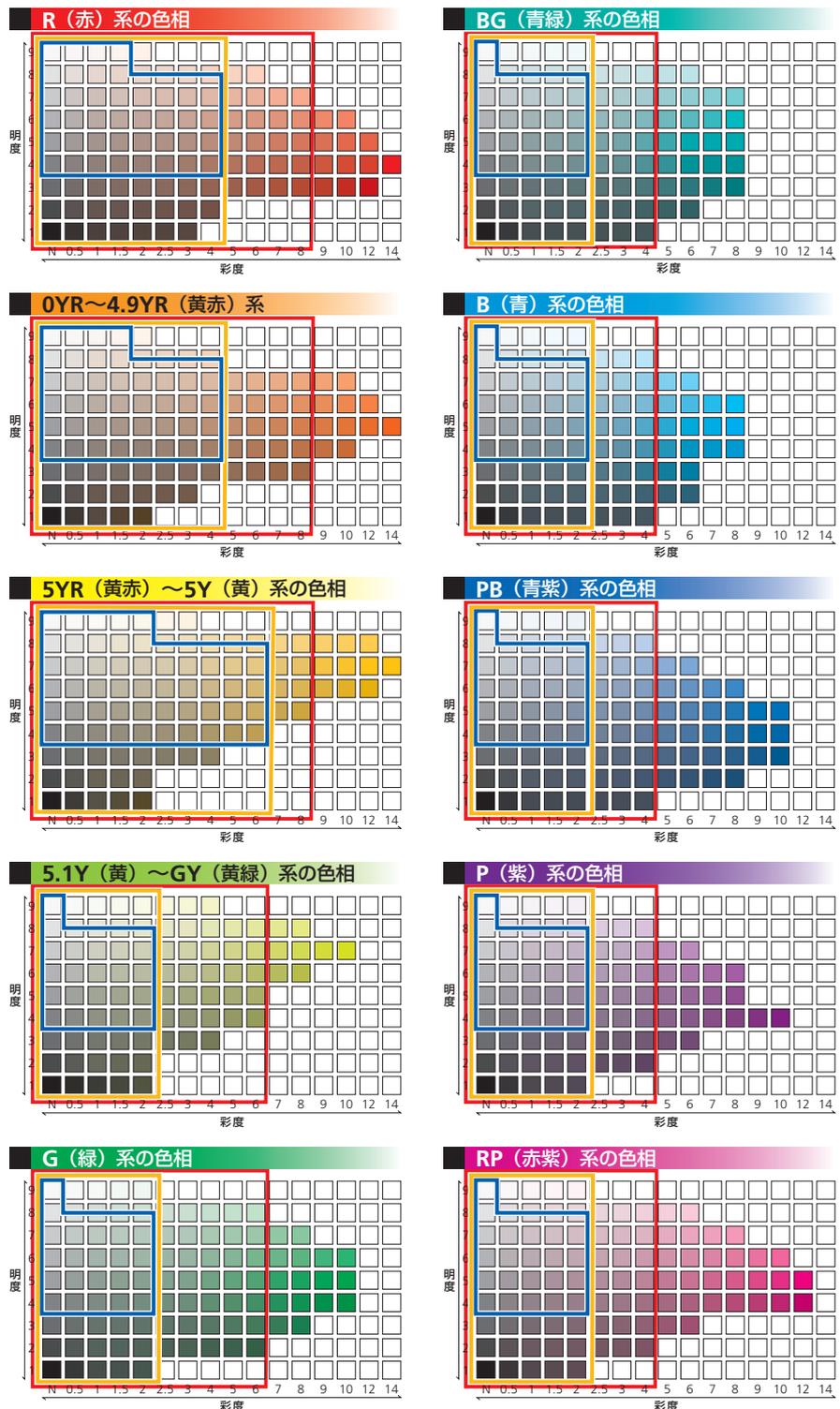
- 外壁基本色の許容範囲
- 外壁強調色の許容範囲 (外壁の1/5以下で使用可能)
- アクセント色の許容範囲 (高さ10m以下かつ外壁の1/20以下で使用可能)



板橋宿不動通り地区の色彩基準（使用可能な範囲）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR ~ 4.9YR	4 以上 8.5 未満	4 以下
		8.5 以上	1.5 以下
	5.0YR ~ 5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下
	8.5 以上	2 以下	
強調色	その他	4 以上 8.5 未満	2 以下
	N	4 以上	—
	OR ~ 4.9YR	—	4 以下
5.0YR ~ 5.0Y	6 以下		
アクセント色 (高さ 12m 以下の部分)	その他	—	2 以下
	OR ~ 5.0Y		8 以下
	5.0Y ~ 5.0G	6 以下	
	その他	4 以下	

※強調色とアクセント色の面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とします。また、アクセント色の使用を検討する場合は、P.22 に記載したアクセント色の配慮を確認して下さい。



凡例

- 外壁基本色の許容範囲
- 外壁強調色の許容範囲
(外壁の1/5以下で使用可能)
- アクセント色の許容範囲
(高さ12m以下かつ
外壁の1/20以下で使用可能)

6 景観形成重点地区の色彩ガイドライン

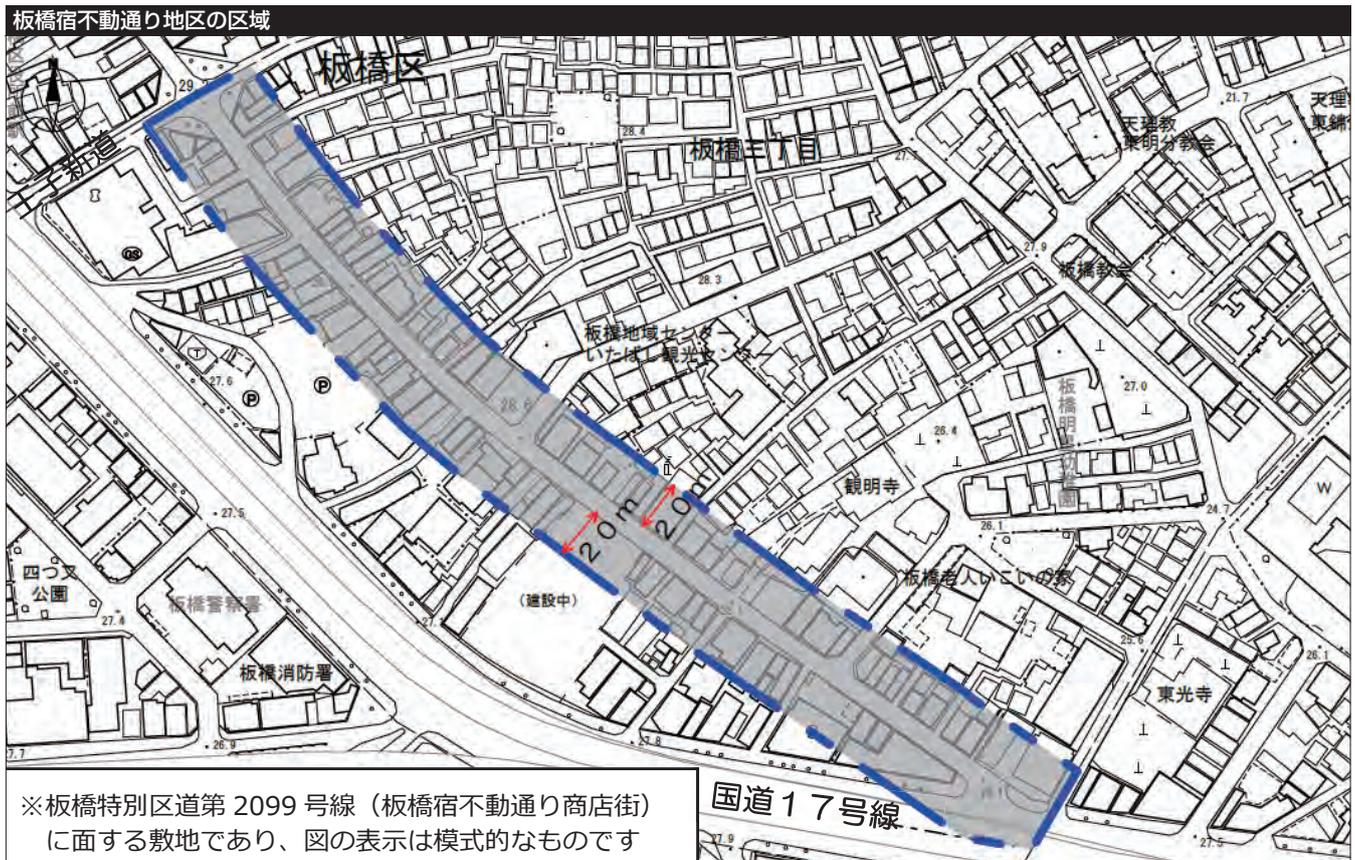
6 景観形成重点地区の色彩ガイドライン

01 各地区に求められる色彩

板橋宿不動通り地区

板橋宿不動通り地区は、江戸時代に中山道の宿場町として骨格が形成され、明治、大正時代には花街として、また昭和以降はにぎわいのある商店街として街並みが形成されてきています。

本地区では、こうした歴史や文化を伝える色彩を尊重するとともに、商店街としてのにぎわいの連続性なども考慮し、まちを訪れる人が、ちょっと立ち寄ってみたいくなるような、親しみと魅力が感じられる色彩景観の維持、創出が期待されます。



07 板橋宿不動通り地区の推奨色と考え方

現況の色彩景観の特徴

板橋宿不動通り地区

- ・温もりが感じられる暖色系の落ち着いた色彩が街並みの基調となっており、寒色系の建物はごくわずかです。
- ・和洋折衷様式の戦前に建築された建物、看板建築や開口部がユニークな三階建て併用住宅の昭和の建物など、レトロな建物が見られます。
- ・近年では建て替えや高層化した店舗併用共同住宅の立地が進み、多様な様式や規模の建物が混在しています。
- ・昔ながらの小さな店舗の連なりを基本に、新しい大規模な店舗併用共同住宅の1階にも店舗が入り、商店の軒が連なる景観が形成されています。

現況の代表的な色彩景観



旧中山道に沿って親しみやすいスケールの店舗が建ち並び不動通り地区の街並み



地域の歴史や文化を彩る魅力的な店舗



緑やオーニングなどの工夫によりもてなしが感じられる店舗



和洋折衷様式の歴史的な建築物



ユニークな開口部が特徴のレトロ建築物



新しい集合住宅の低層階に連なるしゃれた店舗

宿場町としての歴史や蓄積を感じさせる色彩



● ベンガラ塗りの山門 5R4.0/6.0

観明時山門

室町時代の創建と伝わる寺院で、旧中山道沿いには、寛文元年(1661)の庚申塔や朱塗りの山門などの歴史的資源が見られます。



● 銅版葺きの屋根 5GY4.0/1.0

東光寺

室町時代の創建と伝わる寺院です。建物は新しく建て変わっていますが、風格のある色彩が歴史の重みを伝えています。



● レトロ建築の外壁 5Y9.0/0.5

住宅

洋瓦葺きの屋根や特徴的な窓廻りのデザインに特徴があり、大正、昭和時代の面影が感じられる和洋折衷様式の住宅です。

歴史や文化を背景に、にぎわいの中に懐かしさや安らぎが感じられる色彩

色彩景観形成の考え方

板橋宿不動通り地区では、旧宿場町としての歴史を背景に、身近なスケールの個店が軒を連ねる親しみやすい景観が形成されています。こうした歴史的蓄積をいかし、来訪者が立ち寄りたくなる商店街の街並みを保全・創出するために、低層階では歴史的蓄積の中にもにぎわいが感じられる色彩景観への誘導を図り、高層部では街並みへの影響を抑えた落ち着いた色彩景観への誘導を図るものとします。

旧宿場町の歴史や文化を尊重しながら、商店街としての適度な広がりを感じさせる低層部の色彩

建築物の低層部は店舗等の用途に用いられることが多いことから、適度なにぎわいが感じられる街並みとするため、推奨色は色幅を広く設定しています。

古くから存在し、まちの歴史を伝えるレトロな建築物との調和を図るとともに、歴史を想起させるような伝統色を活用するなど、歴史ある不動通り地区ならではの色彩景観形成が期待されます。

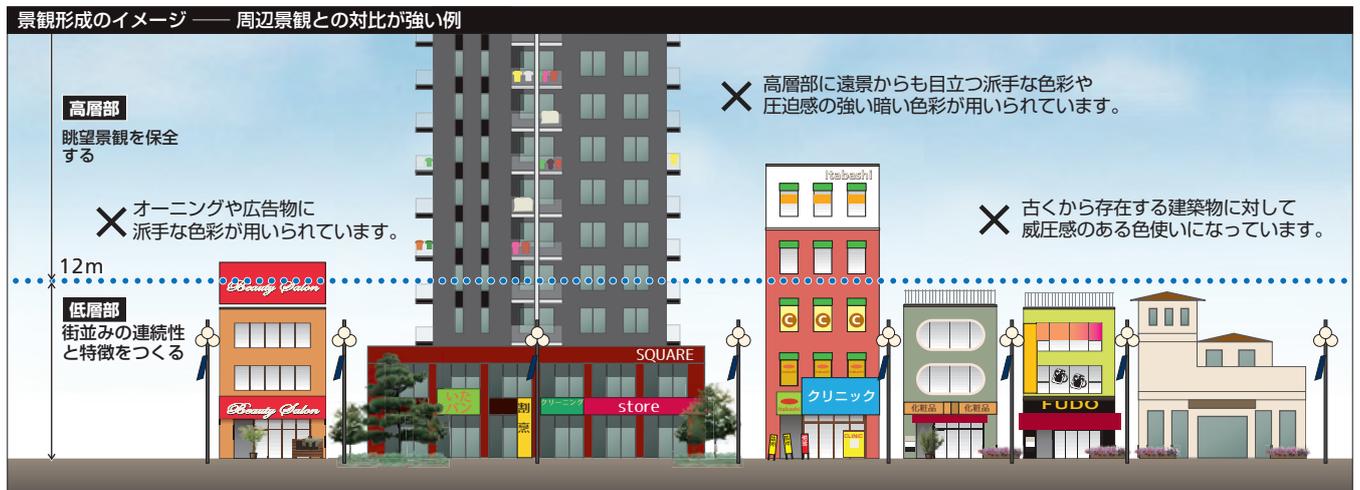
身近なスケール感の街並みに圧迫感を与えない高層部の色彩

本地区では高層化が進んでいますが、旧中山道の通りのスケールに見合った街並みを形成するため、建築物の高層部については、商店街の街並みに圧迫感を感じさせない、明るく落ち着いた色調を基本とします。

マンション等住居系の建築物の場合は、バルコニーの面材についても十分な配慮が必要です。ガラスの場合は乳白色の中間層を設け、縦格子の場合は手すり子のピッチを小さく設定するなど、設備機器や洗濯物などを見えにくくする配慮が求められます。

色彩景観形成のイメージ

板橋宿不動通り地区における色彩景観形成のイメージです。

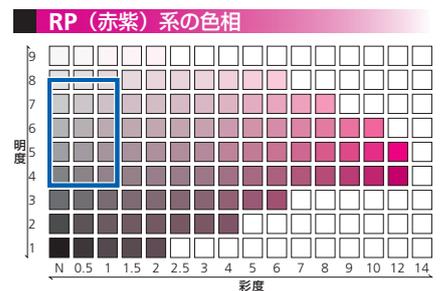
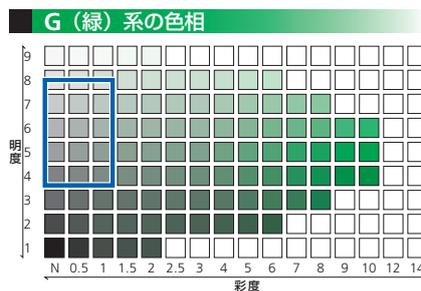
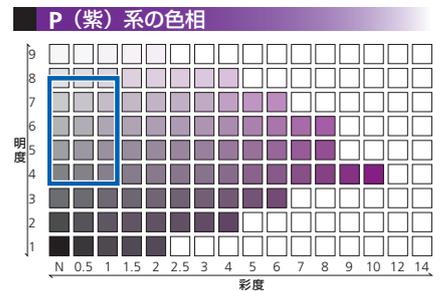
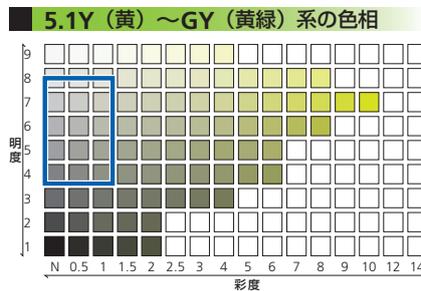
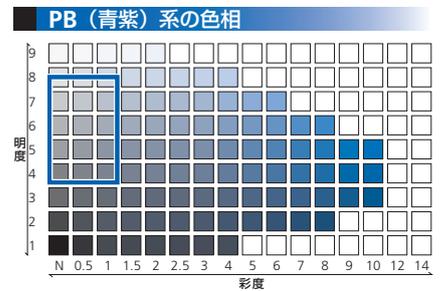
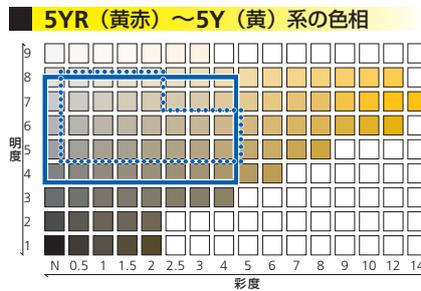
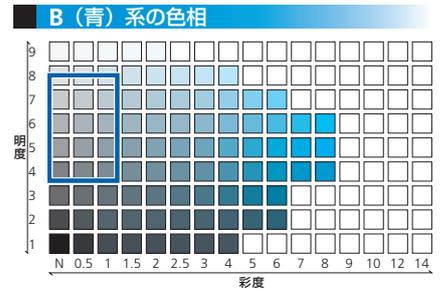
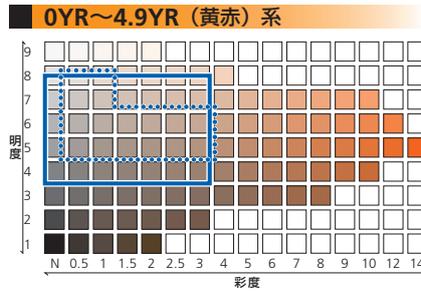
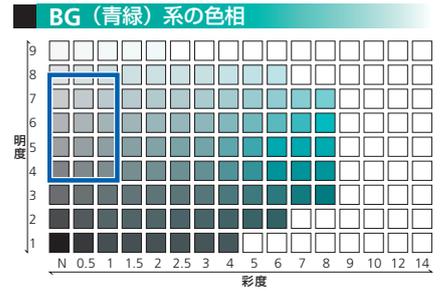
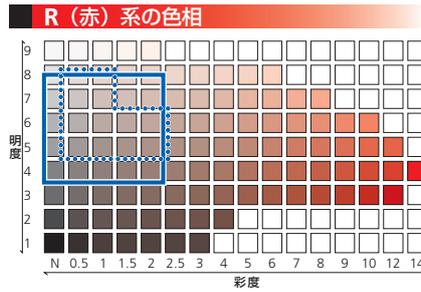


低層部の推奨する色彩の範囲

基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 未満の部分	外壁 基本色	0R ~ 10R	4 以上 8.5 未満	2 以下
		0.0YR ~ 4.9YR		3 以下
		5.0YR ~ 5.0Y		4 以下
		その他		1 以下

高層部の推奨する色彩の範囲

基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 以上の部分	外壁 基本色	0R ~ 10R	5 以上 7 未満	2 以下
			7 以上 8.5 未満	1 以下
		0.0YR ~ 4.9YR	5 以上 7 未満	3 以下
			7 以上 8.5 未満	1 以下
		5.0YR ~ 5.0Y	5 以上 7 未満	4 以下
			7 以上 8.5 未満	2 以下



凡例

- 外壁基本色・低層部の推奨範囲
高さ12m未満の部分
- 外壁基本色・高層部の推奨範囲
高さ12m以上の部分

低層部・高層部の推奨する色彩の範囲の例

板橋宿不動通り地区において、外壁基本色に推奨する色彩の範囲の代表例です。

高層部 (高さ12m以上の部分) 低層部 (高さ12m未満の部分)	10YR8.0/1.0 [19-80B]	10YR8.0/0.5 [19-80A]	1.25Y8.0/1.0 [21-80B]	2.5Y8.0/1.0 [22-80B]	2.5Y8.0/1.5 [22-80C]	5.0Y8.0/1.0 [25-80B]	5.0Y8.0/0.5 [25-80A]
	10YR8.0/1.5 [19-80C]	10YR7.5/1.0 [19-75B]	10YR7.5/0.5 [19-75A]	2.5Y7.5/1.5 [22-75C]	2.5Y7.5/1.0 [22-75B]	5.0Y7.5/1.0 [25-75B]	5.0Y7.5/0.5 [25-75A]
	7.5YR7.0/1.0 [17-70B]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	10YR7.0/0.5 [19-70A]	2.5Y7.0/1.0 [25-70A]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5.0Y7.0/1.0 [25-70B]	5.0Y7.0/0.5 [25-70A]
	5.0YR6.0/1.0 [15-60B]	7.5YR6.0/2.0 [17-60D]	10YR6.5/1.0 [19-65B]	10YR6.0/2.0 [19-60D]	10YR6.0/1.5 [19-60C]	2.5Y6.0/1.0 [22-60B]	5.0Y6.0/1.0 [25-00B]
	5YR5.0/2.0 [15-50D]	7.5YR5.0/2.0 [17-50D]	10YR5.0/3.0 [19-50F]	10YR5.0/1.0 [19-50B]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	2.5Y5.0/2.0 [22-50D]	5.0Y5.0/0.5 [25-50A]
	5YR4.0/1.0 [15-40B]	10YR4.0/1.0 [19-40B]	2.5Y4.0/1.0 [22-40B]	5.0Y4.0/1.0 [25-40B]	5.0Y4.0/2.0 [25-40D]	10Y7.0/1.0 [29-70B]	5.0GY6.0/1.0 [35-60B]
	5.0YR4.0/4.0 [15-40H]	10YR5.0/4.0 [19-50H]	10YR4.0/2.0 [19-40D]	2.5Y4.0/4.0 [22-40H]	2.5Y4.0/2.0 [22-40D]	5.0Y4.0/4.0 [25-40H]	5.0GY4.0/1.0 [35-40B]

上段はマンセル値、下段 [] は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。

屋根色の推奨する色彩の例

板橋宿不動通り地区において、屋根色に推奨する色彩の例です。

10R3.0/2.0 [09-30D]	10YR3.0/0.5 [19-30A]	5.0Y4.0/1.0 [25-40B]	N5.0 [N-50]	5.0GY3.0/1.0 [35-30B]
10R2.0/1.0 [09-20B]	10YR3.0/1.0 [19-30B]	2.5Y4.0/1.0 [22-40B]	N4.0 [N-40]	5.0G4.0/1.0 [45-40B]
5.0YR3.0/1.0 [15-30B]	10YR3.0/2.0 [19-30D]	2.5Y3.0/1.0 [22-30B]	N3.0 [N-30]	5.0PB3.0/1.0 [75-30B]



6
の
景
観
形
成
重
点
地
区
の
色
彩
ガ
イ
ド
ラ
イ
ン

推奨する色彩を用いた配色の事例

外壁	吹付タイル	2.5Y8.5/2.0	
----	-------	-------------	--

外壁	タイル	10YR8.0/2.0	
外壁	タイル	10YR4.0/1.0	

外壁	吹付タイル	7.5YR7.5/2.0	
腰壁	タイル	10R5.0/4.0	

推奨する色彩を用いた配色の例

5.0YR3.0/1.0 7.5YR7.0/1.0 5.0YR4.0/4.0	N4.0 10YR8.0/0.5 10YR5.0/1.0	5.0GY3.0/1.0 2.5Y7.5/1.0	2.5Y7.0/1.0 2.5Y4.0/1.0	10YR7.5/1.0 10YR5.0/2.0	5.0Y8.0/0.5 5.0Y4.0/1.0

“ひと、もの、まち” がバランスよく調和した景観をめざして

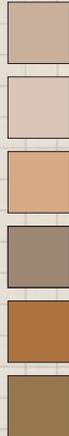
板橋崖線軸地区



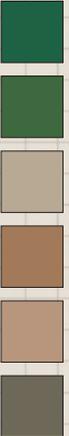
石神井川軸地区



加賀一・二丁目地区



常盤台一丁目・二丁目地区



板橋宿不動通り地区



板橋区景観色彩ガイドライン | Color Scape Guidelines for Itabashi City

発行年月 令和5年3月 改訂

発行 板橋区 都市整備部 都市計画課
〒173-0004 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
tel.03-3964-1111 (代表)
ホームページ <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>

刊行物番号

R04-151



本ガイドラインに関するお問い合わせは、都市計画課 都市景観係 までご連絡ください。
tel.03-3579-2549 (直通) fax.03-3579-5436 email : t-keikan@city.itabashi.tokyo.jp

表紙の解説：各地区を代表する風景や建物の写真とそこで用いられている色彩を取り出したものです。